

「機密書類保管サービス」利用規約

本規約はストレージサービス株式会社（以下「当社」という。）が提供する「機密書類保管サービス」（以下「本サービス」という。）を利用する際に、遵守していただく事項を定めたものです。

第1条（会員資格）

「会員」とは当会員登録申込画面に同意いただき、会員IDを取得された上で、当サイトの提供するサービスをインターネットにて利用する方をいいます。

第2条（利用条件）

- 本サービスの利用にあたっては、次に挙げるものを満たしていることを条件とします。
 - 電子メールの送受信が可能な会員本人のメールアドレスをお持ちの方。
 - 緊急時に当社が会員と直接連絡が取れる電話番号をお持ちの方。
- 登録申込内容に変更があった場合、当該会員は遅滞無く、その変更内容を当社に通知するものとします。

第3条（適用範囲および変更）

- 本規約は、本サービスに関する当社と会員との間における一切の関係について適用されるものとします。
- 当社は、会員の事前の承諾を得ることなく本規約を必要に応じ変更することができるものとします。尚、有料サービスの改廃および利用料金の変更に関しては当サイト上で事前に通知するものとします。

第4条（サービスの利用）

- 利用登録に際し、入金等は発生しません。有料サービスの利用を申し込まれる場合にのみ利用料金を頂きます。
- 当サービスの利用に関連して、会員が当社、他の会員、もしくは第三者に損害を与えた場合、当該会員は自己の費用と責任でかかる損害を賠償し、またはかかる紛争を解決するものとします。

第5条（会員ID、パスワードの管理）

会員は会員登録手続きに際し取得した会員ID、およびパスワードを自己の責任において管理、保管するものとし、これを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。会員による会員ID、およびパスワードの管理不十分、使用の過誤、第三者の利用等から生じた損害は会員が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。

第6条（会員資格の抹消）

- 会員が以下の事由あるいは第7条の禁止事項に該当する場合、当社は事前に通告することなく会員資格を抹消することができるものとします。
 - 本規約に違反した場合。
 - 登録内容に虚偽、誤り、または記入漏れがあった場合。
 - 第三者になりすました申請の場合。
 - 料金等の支払債務の履行遅延または不履行があった場合。
 - その他、会員として当社が不適当と判断した場合。
- 前項の規定により会員資格が抹消された場合、当該会員は速やかに抹消の日までに発生した料金等、サービスに関連した当社に対する債務の全額を、当社の指示する方法で支払い、寄託物を引き取らなければなりません。

第7条（禁止事項）

本サービスを利用するに当たって、以下の行為は禁止します。

- 会員IDおよびパスワードを不正に使用する行為。
- 本サービスの運営を不当に妨害し、当社または他の会員に不利益を生じさせること、またはその恐れのある行為。
- 当社の承認なく当サービスを通じて営利を目的とする行為。
- 法令の規定または公序良俗に反する行為。
- その他、当社が不適切と判断する行為。

第8条（会員への通知）

当社から本サービス会員への運営に関する通知（利用規約の改定、料金の改定、サービスの追加、変更および廃止等を含む）は当ホームページへの掲示、または電子メールにより行います。尚、当該通知がホームページ上の掲示による場合は掲示時点で、また電子メールによる場合は登録メールアドレスに発信したことをもって通知が完了したものとみなします。

第9条（保管場所、庫入れ、庫出しその他の作業）

寄託を受けた物品（以下「寄託物」といいます。）の保管は当社倉庫で行うものとし、寄託物の庫入れ、庫出しその他作業は当社が行います。

第10条（寄託物の再委託について）

お預かりした寄託物に関して、保管業務は当社が行い、集配、溶解処理に関しては当社契約の業者が行います。

第11条（寄託物について）

1. お預かりできる寄託物は、当社が予め定めた保管箱または当社が承認した保管箱（総称して以下「保管箱」という。）の荷姿とし、その内容物は文書、資料、伝票、帳簿類およびこれに準ずるもの、又は当社が認めたものとします。
2. 保管箱について当社は開封せず、内容物の管理について当社は関知しないものとします。

第12条（有料サービス利用料金）

1. 本サービス内の有料サービス利用料金は別途定めるものとします。
2. 月額利用料は毎月1日から当月末までとします。
3. 請求書は当サービスサイトよりダウンロードするものとし、振込み支払いの会員のみ請求書を発送します。
4. 振込み支払いの際の振込み手数料はお客様にてご負担願います。

第13条（業務上受領する金銭の利息）

当社は、業務上受け取った金銭に対しては利息を付しません。

第14条（寄託物の入庫、出庫）

本サービスにおける寄託物の入出庫はすべてインターネット上での依頼に限定します。

第15条（出庫の拒絶）

1. 当社は保管料、荷役料その他費用および延滞金の支払いを受けない間は、出庫の請求に応じないことができます。この場合、このことによる損害については、当社は賠償の責任を負いません。
2. 前項の場合において、留置期間中の保管料、荷役料および延滞金は、会員の負担とします。

第16条（寄託物の処分）

1. 当社は会員が寄託物を引き取ることを拒む、または引き取ることができない、もしくは当社の過失なくして会員と連絡をとることができない場合で、会員に対して期限を定めて寄託物の引き取りの催告をしたにもかかわらずその期限内に引き取りがされないときは、催告した日から3ヶ月を経過した後は、会員に対し予告した上で、寄託物の売却その他の処分をすることができます。ただし、寄託物が腐敗又は変質する恐れがあるものである場合は、会員に対し予告なく、引き取りの期限後直ちに寄託物の売却その他の処分をすることができるものとします。
2. 当社は、前項の規定により処分した場合は会員に対し遅滞なくその旨を通知します。
3. 当社は、第1項の規定により売却した場合は、その代価から保管料、荷役料その他の費用、立替金及び延滞金並びに売却のために要した費用を控除し、残額があるときはこれを会員に返還し、不足があるときは会員に対しその支払を請求します。

第17条（機密保持）

当社および本サービス会員は、事前に相手方の書面による同意を得た場合を除き、本サービスに関して相手方から開示された情報等を本サービスの利用目的以外に一切使用しないものとします。

第18条（保険の付保）

当社は当社の負担で保管箱1個に対し1万円の下記損害を填補する火災保険を付保します。

- (1) 火災、落雷、破裂、爆発、盗難による損害。
- (2) 台風、暴風雨、洪水等水災による被害。
- (3) 給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水による損害。

第19条（火災保険の手続き）

填補される損害が発生した場合に支払われる保険金は当社を経由して当該会員に支払われるものとします。

第20条（免責事項）

戦争、事変、暴動、又は地震、津波、高潮、その他天変・地変等、当社の責めに帰すべき事由のない不可抗力によって保管箱が紛失、滅失、棄損、変質したために生じた会員の損害について、当社はその責務、損害賠償の責を負いません。

第21条（裁判管理）

本規約に関する訴訟は、原則として大阪地方裁判所をもって第一審の専属合意管轄裁判所とします。

第22条（協議事項）

本規約に定めない事項については国土交通省告示 標準トランクルームサービス約款によるものとし、解釈上疑義の生じた事項については当社と当該会員が協議の上解決するものとします。